

台風等異常気象時における生徒の登下校について

1 特別警報が発表された場合(2013 年8月 30 日より特別警報が始まりました。)

(1) 登校以前に、学校所在地又は生徒の居住地に特別警報が発表された場合

ア 授業を行わず、休業にする。

イ その日のうちに特別警報が解除された場合も、授業は行わない。

ウ 特別警報解除後の登校については、学校からの連絡(あんしんメール、本校ホームページ等)を確認する。

(2) 登校後に特別警報が発表された場合

即刻授業を中止し、生徒の生命及び安全を確保するため、校内の安全な場所での待機、校外の安全な場所への避難、保護者への引渡し、安全を確認した上での下校等、状況に応じた最善の対応を迅速に行う。

(3) 校内に留め置き、特別警報が解除された場合

特別警報が解除されたことのみをもって下校させることはせず、災害の状況、気象情報、交通機関及び通学路の状況等を確認し、生徒を安全に帰宅させることができると判断できるまで校内に留め置く。

(4) 特別警報解除後の授業の開始について

学校から、あんしんメール、本校ホームページ等を通じて連絡する。ただし、解除後であっても、通学路の冠水・河川の増水・土砂災害等により登校が危険な場合、交通機関の途絶等により登校が困難な場合は、無理に登校しない。

2 暴風警報が発表された場合

(1) 登校する以前に、学校所在地又は、本校生徒の居住地のいずれかに、「暴風警報」が発表されている場合

ア 始業時刻2時間前(午前 6 時 30 分)までに暴風警報が上記全ての地域において解除された場合は、平常通り授業を行う。

イ 始業時刻2時間前(午前 6 時 30 分)から午前 11 時までに暴風警報が上記全ての地域において解除された場合は、解除後2時間を経て授業を始める。

ウ 午前 11 時以降も暴風警報が上記いずれかの地域において発令されている場合は、授業を行わない。

※上記①②の場合でも、道路の冠水・河川の増水等により登校が危険なときや、交通機関の途絶等により登校が困難な生徒は、安全が確保できるまで登校しなくてよい。

(2) 登校後に学校所在地に暴風警報が発表された場合

ア 気象、交通機関及び通学路の状況等から、生徒を安全に帰宅させることができると判断した場合は、授業を中止し、速やかに下校させる。

イ 通学路が危険と認められる場合や、交通機関の途絶、通学距離等により帰宅が困難と認められる場合は、当該生徒の安全を校内において確保する。

(3) 登校後に生徒の居住地又は通学経路に暴風警報が発表された場合

ア 気象、交通機関及び通学路の状況等から、当該生徒を安全に帰宅させることができると判断した場合は、授業中であるか否かにかかわらず、当該生徒のみ速やかに下校させる。

イ 通学路が危険と認められる場合や、交通機関の途絶、通学距離等により帰宅が困難と認められる場合は、当該生徒の安全を校内において確保する。

3 防災気象情報(警戒レベル相当情報)でレベル4以上が発表された場合

令和8年5月 29 日から、気象庁は、「大雨」・「河川氾濫」・「土砂災害」・「高潮」に関する防災気象情報について、避難行動に対応する「警戒レベル(1～5)」を付して発表している。レベル4は「危険な場所から全員避難」、レベル5は「命の危険 直ちに安全確保」に対応する。

なお、「警戒レベル4以上」という表現だけでは、気象庁が発表する「レベル4相当情報」と、市町村が発令する「避難指示」等が混同されるおそれがあるため、本校の運用では、気象庁が発表するレベル4・5の防災気象情報に加え、市町村が発令する避難情報も対象とする。

(1) 登校する以前に、学校所在地又は生徒の居住地にレベル4以上の防災気象情報が発表され、又は避難指示等が発令されている場合

ア **登校しない**。生徒の居住地にレベル4以上の情報等が発表・発令されている場合は、登校よりも生命・安全の確保及び早期避難を優先する。

イ 情報等が解除された場合であっても、直ちに登校可能とは判断せず、災害の状況、気象情報、道路・通学路、土砂災害の危険性、河川の状況及び公共交通機関の運行状況等を確認する。

ウ 解除後の登校の可否及び授業の再開については、学校からの連絡(あんしんメール、本校ホームページ等)による。

(2) 登校後に、学校所在地にレベル4以上の防災気象情報が発表され、又は避難指示等が発令された場合

ア 即刻授業を中止し、生徒の生命及び安全を最優先として、校内の安全な場所で待機する。

イ 保護者への引渡しは、保護者の来校自体が安全であること等を確認した上で、状況に応じて実施する。

(3) 登校後に、生徒の居住地又は通学経路にレベル4以上の防災気象情報が発表され、又は避難指示等が発令された場合

ア 当該生徒について、気象、交通機関及び通学路の状況等を確認し、安全に帰宅させることができると判断した場合は、授業中であるか否かにかかわらず、当該生徒のみ下校させる。必要に応じて保護者への引渡しを行う。

イ 通学路が危険と認められる場合、帰宅すること自体が避難上適切でない場合、交通機関が途絶している場合、又は通学距離等から帰宅が困難と認められる場合は、当該生徒の安全を校内において確保する。

4 その他の異常気象により生徒の安全確保が困難と予想される場合

暴風警報、特別警報又はレベル4以上の防災気象情報等が発表されていない場合であっても、大雨、洪水、雷、竜巻等の異常気象により生徒の安全確保が困難と予想される場合は、気象情報、交通機関及び通学路の状況等を総合的に判断し、校長が休業、授業の中止、下校、校内待機等の措置を決定する。

5 連絡方法

学校からの休業、授業開始、下校、校内待機等の連絡は、原則として「あんしんメール」及び本校ホームページ等を用いて行う。

通信障害等により学校からの連絡を受け取れない場合に備え、保護者は気象庁・自治体・交通機関等の最新情報を確認する。

緊急時には、学校からの連絡がなくても、生徒の生命・安全の確保を最優先とする。